

県内保険薬局開設者 様

栃木県保健福祉部薬務課長 加藤 治

保険薬局における感染拡大防止等支援事業について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から特段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、感染防止対策に取り組んでいただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の薬局での感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局に対する支援事業を実施しているところですが、令和2(2020)年12月22日付けの厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第10版）について」（以下「Q&A」という。）において、支援事業の対象経費等の新たな考え方が示されました。

つきましては、下記事項に御留意いただき、申請を希望する保険薬局は、令和3(2021)年2月28日までに申請願います。

記

- 1 対象経費について、これまで認めていなかった「日常業務に要する消耗品」等も対象となりました。（詳細はQ&A10を参照してください。）  
ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者にかかる人件費は対象になりません。
- 2 これまで支援金の申請は各薬局で1回のみとしておりましたが、今回の対象経費の拡大に伴い、上限額（70万円）を超えず申請した場合、再申請を行うことができます。  
例えば、すでに50万円の概算交付申請を行っている薬局が上限額との差額分20万円を追加で概算申請したい場合は、改めて70万円の概算交付申請を行ってください。  
ただし、すでに上限額を申請している薬局は、再申請することができません。
- 3 再申請の申請方法は、web申請受付システム・電子媒体・紙媒体となります。  
オンライン請求システムでは2回目の申請はできませんので御留意ください。
- 4 最終受付締切は令和3(2021)年2月28日です。再申請を希望する薬局や未だ申請を行っていない申請希望薬局はなるべく早めに申請をしてください。
- 5 県薬務課のホームページにある「新型コロナウイルス感染症関係」に関係情報を掲載します。<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e08/system/honchou/honchou/yakumu2.html>
- 6 手続きに関するお問合せは、コールセンター（050-2018-0991 平日 8:30~17:15）までお願いします。

薬務課薬事審査担当  
コールセンター 050-2018-0991  
受付時間：平日 8:30~17:15  
薬務課 028-623-3120